

# 第1章

## はじめに

---



## 第1節

## 「松戸市子ども総合計画」とは

「松戸市子ども総合計画」とは、全てのこどもや子育てをする人が、今も、そしてこれからも地域で自分らしく幸せに暮らせるよう、その基本的な考え方やこれから力を入れて取り組むことを明らかにして、こどもや子育てに関する取組を松戸市全体で進めていくために策定するものです。

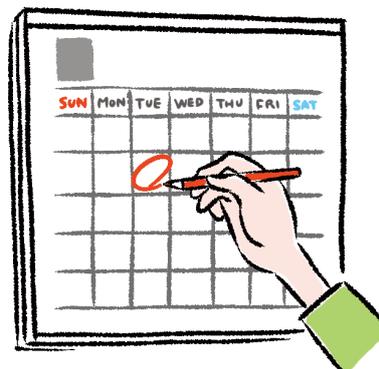
このたび、「第2期松戸市子ども総合計画」(以下「第2期計画」という。)の計画期間が令和6年度で終了するため、こどもや子育て当事者の声、近年の社会動向、本市の実情等を踏まえて、「第3期松戸市子ども総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



## 第2節

## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



## 第3節

## 計画の対象

本計画の対象は、第2期計画と同様、18歳未満のこどもとその家庭を念頭に置きますが、特定の年齢で必要な支援が途切れることがないように、こどもやその家庭が置かれた状況に応じて、支えていきます。

## 第4節

# 計画の体系

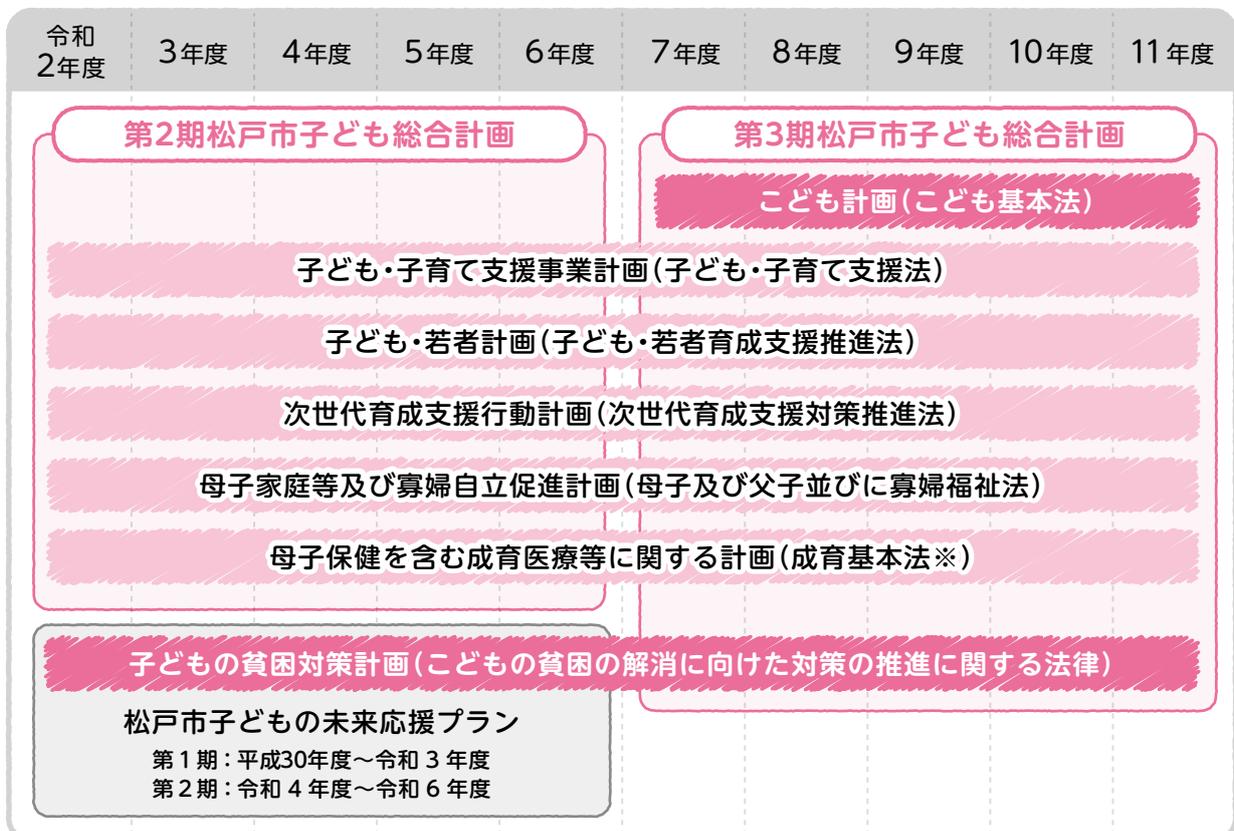
近年、社会的孤立、貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、障害・医療的ケア等、こどもや子育て家庭をめぐる課題はより一層複雑化・深刻化しており、これまで以上に、多面的かつ包括的なアプローチが求められています。

こうした中、令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱が統合され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

また、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

以上を踏まえ、本計画は「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として策定し、第2期以前の「松戸市子ども総合計画」及び「松戸市子どもの未来応援プラン」を統合することで(図表1-1)、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまで以上に総合的かつ一体的にこども・子育て支援を推進します。

図表 1-1 松戸市子ども総合計画の体系



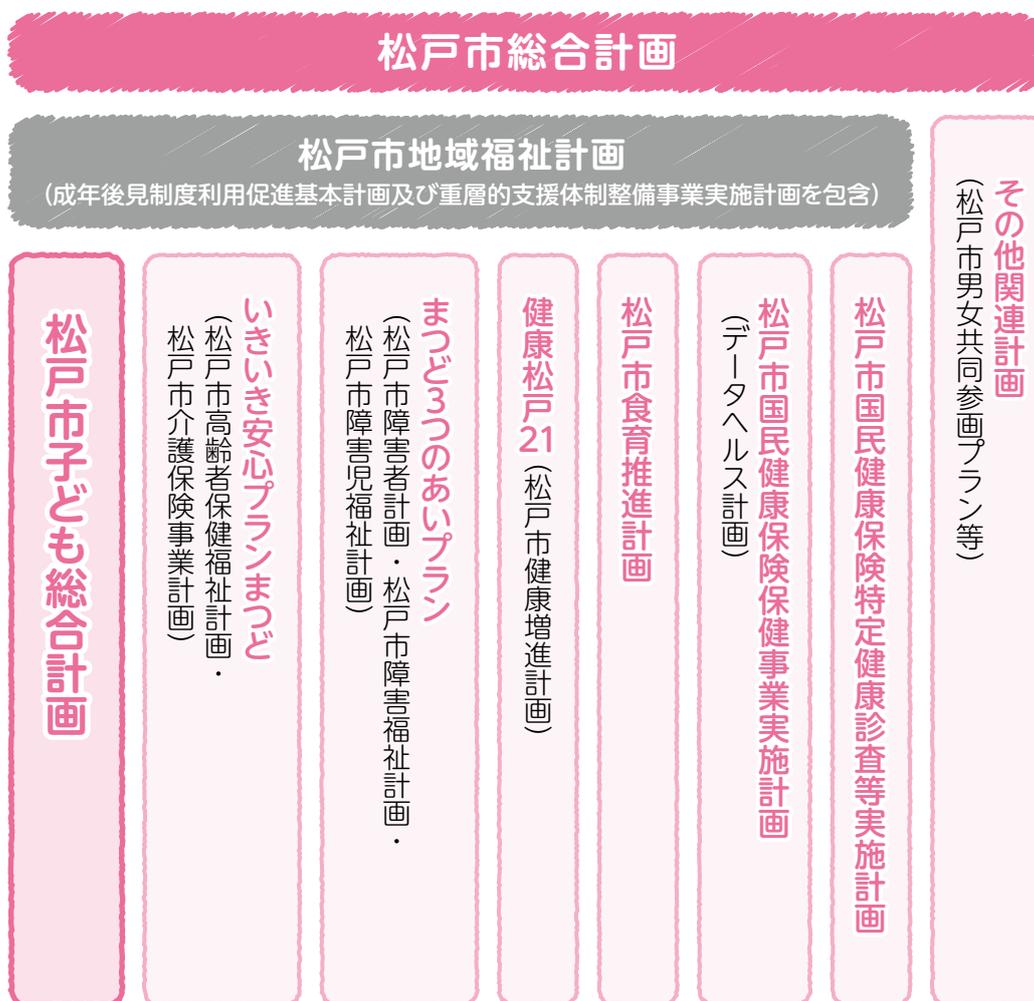
※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の略称

## 第5節

## 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「松戸市総合計画」及び「松戸市地域福祉計画」、本市の健康福祉分野等の関連計画を踏まえて策定します(図表1-2)。

図表 1-2 松戸市子ども総合計画の位置づけ



## 第6節

## 計画の推進体制及び評価

## (1) 計画の推進体制

以下の会議を中心として、事業や施策の実施状況、成果等について調査検証を行うことで、本計画を着実に推進していきます。

## ① 松戸市子ども・子育て会議

当会議は、市民、学識経験者並びに関係団体及び事業者の推薦を受けた者で構成され、本市のこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、各施策の実施状況等について、調査審議を行います。

## ② 松戸市子ども総合計画推進会議

当会議は、本市の子ども部長を会長として、子ども政策課長、子ども未来応援課長、子ども居場所課長、こども家庭センター所長、幼児教育課長、保育課長等で構成され、「松戸市子ども総合計画」に基づく事業や施策を効果的かつ円滑に進めることを目的に、事業の内容や実績、成果等について、協議や検証を行い、必要に応じて改善を図ります。

## (2) 計画の評価

本計画の推進に向けては、「計画(Plan)⇒実施(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)」という一連のプロセス(PDCAサイクル)を繰り返すことで、事業の改善や効率化等を図っていきます(図表1-3)。当計画における重点事業の進捗や成果等については、調査・点検・評価を毎年度行い、子ども・子育て会議に報告した上で、市のホームページ等で公表します。

なお、第6章の「子ども・子育て支援事業計画」については、国の基本指針※に基づき、計画期間の中間年となる令和9年度において、計画値と実績値の間に大きな差が生じている場合は、必要に応じて、計画値の見直しを行います。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

図表 1-3 PDCA サイクル



## 第7節

SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた  
計画の推進

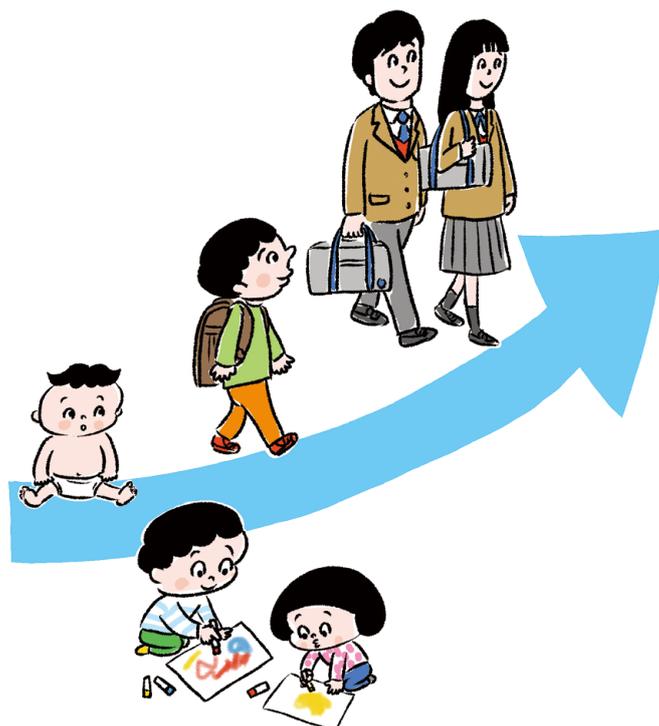
SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

17の目標は、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった、世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標を、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目指しています(図表1-4)。

なお、このアジェンダでは、こどもに関係する目標や課題についても多数含まれており、目指すべき世界像として「こどもたちに投資し、全てのこどもが暴力や搾取から解放される世界」が掲げられ、こども・若者は持続可能な世界を創る「変革の重要な担い手(critical agents of change)」であるとされています。

また、目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」では、「貧困状態にある男性、女性、こどもの割合の半減」、目標4の「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」では、「全てのこどもへの無償、公正で質の高い初等・中等教育」、「全てのこどもへの質の高い乳幼児発達・ケア、就学前教育」がターゲットとして設定されています。

そして、目標16の「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」においては、「こどもに対する虐待、搾取及びあらゆる形態の暴力の根絶」がターゲットの1つとされているため、本計画においてもこれらに十分に留意しながら、こども施策を推進していく必要があります。



図表 1-4 持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標1:貧困</b></p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標2:飢餓</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標3:保健</b></p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標4:教育</b></p> <p>全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標5:ジェンダー</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>	<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標6:水・衛生</b></p> <p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7:エネルギー</b></p> <p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標8:経済成長と雇用</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標9:インフラ、産業化、イノベーション</b></p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標10:不平等</b></p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標11:持続可能な都市</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標12:持続可能な消費と生産</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標13:気候変動</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標14:海洋資源</b></p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p><b>目標15:陸上資源</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標16:平和</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標17:実施手段</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」を一部加工して作成

## 第8節

## EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進

少子高齢化の進展等、経済や社会の構造は急速に変化し、財源や資源に限られる中、より効果的な子ども施策を多面的に展開し、市民から信頼される行政を運営していくためには、子どもやその家庭をめぐる状況に関するデータ等、証拠や根拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を推進していく必要があります。

本計画では、特に「第5章 施策の展開」において、基本目標や基本施策の設定根拠となった、「子ども・若者からのメッセージ」、「施策の背景」、「保護者の声」、「統計データ」を具体的に示すことで、子ども施策におけるEBPMの徹底、推進を図っています。



## 参考

## 松戸市がこれまでに策定した子ども・子育て支援に関する計画

## ① 松戸市次世代育成支援行動計画

(前期:平成17年度～平成21年度、後期:平成22年度～平成26年度)

平成15年7月に、少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもの健全な育成を支援するための「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。))が制定(平成17年4月1日施行:平成27年までの時限法)され、国や地方公共団体は次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施するものとされました。

これを受け、本市では、「松戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援に係る様々な施策や事業を展開してきました。

## ② 松戸市子ども総合計画

(第1期:平成27年度～平成31年度、第2期:令和2年度～令和6年度)

平成24年8月に、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域におけるこども・子育て支援の充実等を図ることを目的に、「子ども・子育て支援法」(以下「支援法」という。))が制定され、保育サービスや各種子育て支援事業に関する定量的な整備目標を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載するものとされました。

また、これに伴い、次世代法が改正され、法の期限が平成37年(令和7年)3月31日まで延長されることとなり、「市町村行動計画等」の策定は任意化されましたが、ひとり親家庭に対する支援施策の充実等が盛り込まれました。

こうした国の動向を踏まえ、本市では「松戸市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を一元化した「第1期松戸市子ども総合計画」を、平成27年3月に策定しました。

その後、令和2年3月には、「第2期松戸市子ども総合計画」を策定し、新たに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」と、「母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を一元化することで、こども・子育て支援に関わる多様な主体の連携・協力をより一層推進し、総合的かつ重層的な支援を展開してきました。

## ③ 松戸市子どもの未来応援プラン

(第1期:平成30年度～令和3年度、第2期:令和4年度～令和6年度)

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、同年8月には、こどもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、この法律において、市町村は、大綱を勘案して、こどもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるとされたことから、本市では、平成30年3月に、「第1期松戸市子どもの未来応援プラン」、令和4年3月には、「第2期松戸市子どもの未来応援プラン」を策定し、貧困等の困難を抱えているこどもやその家庭に対する支援の充実を図ってきました。

